

犬を飼い始めたら、犬の登録と狂犬病予防注射が必要です！ 【 必要なお手続き等について 】

1. 犬の登録について

手続きが必要な内容	説明等	手続きに必要なもの		
新しく犬を飼い始めたら…	<p>新しく犬を飼い始めた日(生後91日以降)から30日以内に西郷村への登録『新規登録届』を行ってください。</p> <p>※登録は犬の生涯に1回で、2匹目や2代目の犬の場合は犬ごとに登録が必要です。</p> <p>登録をすると犬鑑札を交付しますので、必ず犬に装着してください。</p> <p>※破損、又は紛失した場合には、再交付の手続きを行ってください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 犬を購入・譲渡された時の書類一式 マイクロチップの登録が確認できる書類 手数料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>新規登録手数料: 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>再交付手数料 : 1,600 円</td> </tr> </table> 	新規登録手数料: 3,000 円	再交付手数料 : 1,600 円
新規登録手数料: 3,000 円				
再交付手数料 : 1,600 円				
飼い犬が亡くなったら…	<p>死亡して30日以内に届出『死亡届』を行ってください。</p> <p>また、交付された犬鑑札の返却が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった犬の鑑札 		
犬の登録内容が変わったら…	<p>犬の呼名などの登録情報や飼い主が変わった場合に届出『変更届』を行ってください。</p>			
西郷村へ転入してきたら…	<p>以前お住まいの市区町村で登録をした犬を連れて転入した場合は、届出『変更届』を行ってください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以前お住まいの市区町村で登録交付を受けた犬鑑札 		
西郷村から転出したら…	<p>新しいお住まいの市区町村でお手続きが必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交付を受けた犬鑑札 		

2. 狂犬病予防注射の時期と接種場所について

時期と場所、説明等	手続きに必要なもの		
<p>予防注射は、毎年1回、4～6月の間に実施される村の集合注射又は動物病院での接種を受ける必要があります。</p> <p>※高齢や疾病などの理由により接種ができない場合には猶予届(猶予証明書)の提出をお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/>動物病院での接種:接種後、注射済票(証明書)を持参のうえ、村の窓口で注射済票(ほね型のプレート)の交付を受けてください。注射済票は犬鑑札とともに装着してください。</p> <p><input type="checkbox"/>村の集団接種 :当日会場で接種し、併せて注射済票(ほね型のプレート)の交付を行います。</p> <p>※後日、来庁は不要です</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動物病院で接種した場合:注射済票 手数料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>注射済票交付手数料:550 円</td> </tr> <tr> <td>再交付手数料 : 340 円</td> </tr> </table> 集団接種:※料金・日程等については、広報誌などで周知します 	注射済票交付手数料: 550 円	再交付手数料 : 340 円
注射済票交付手数料: 550 円			
再交付手数料 : 340 円			

犬鑑札・狂犬病予防注射済票について



犬鑑札 とは 犬の登録を証明するもの

犬を飼い始めたら、所有者を明確にするために登録が必要となります。犬鑑札は、登録後（楕円形のプレート）交付され生涯使用します。

なお、明確化することによって、狂犬病が発生した場合、その地域において迅速かつ明確にまん延の防止を図ることができます。

また、愛犬とはぐれてしまったり、迷子になってしまった場合でも 鑑札をつけていれば、登録番号から飼い主さんの情報を追跡して連絡することができます。

※自治体などで保護されたときに鑑札をつけていないことも多くみられ、飼い主さんのもとへ帰れないこともあります。



狂犬病予防注射済票 とは 狂犬病予防注射を受けた証明をするもの

狂犬病は人を含めたすべての哺乳類にも感染するととも危険な病気です。

そのため、毎年1回、予防接種を受ける必要があります。実施後は、狂犬病予防注射済票（ほね型のプレート）が交付されます。

※ドッグランやペットと一緒に泊まれるホテルなどの施設利用の際には、予防接種済みであるかどうか確認を求められることがあります。

【重要】 狂犬病予防法の規定により、

犬の登録と鑑札・狂犬病予防注射の実施と狂犬病予防注射済票を犬に装着すること が義務付けられています